

# SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド

愛称 **ベタイン**

追加型投信／内外／債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券・一般))	年1回	グローバル (日本含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- ・本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この目論見書により行う「SBI-PIMCO ジャパン・ベターインカム・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年5月20日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成28年6月5日に発生しております。

委託会社[ファンドの運用の指図等を行います。]

**SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局(金商)第2912号

設立年月日:2015年12月7日

資本金:150百万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:ありません

(2016年4月末現在)

↓照会先



※番号はおかけ間違いのないようご注意ください

**03-6229-0147** (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



ホームページの閲覧はこちら

<http://www.sbibim.co.jp/>

受託会社[ファンド財産の保管・管理等を行います。]

**三井住友信託銀行株式会社**

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

安定的な配当等収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目指して運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 主として、投資信託証券への投資を通じ、日系企業が発行する社債等に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の成長を目指します。

※日系企業とは、日本企業もしくはその子会社(海外現地法人等を含む)をいいます。

※社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券および金融機関が発行する劣後債を含みます。また、外貨建てのものを含みます。

#### れつごさい 劣後債

社債の一種で、デフォルト(債務不履行)時に普通社債などと比べて元本や利息の弁済順位が低い債券のことをいいます。そのため、一般的な普通社債に比べて利率が高いという特徴をもっています。

- ・ 実質の投資対象において、流動性の確保およびポートフォリオのデュレーションの調整のため、米国、ユーロ圏および日本の国債に投資することがあります。
- ・ 実質の投資対象において、クレジット・デフォルト・スワップ取引(以下、「CDS取引」といいます。)等デリバティブに投資する場合があります。
- ・ 主要投資対象である投資信託はピムコジャパンリミテッド\*が運用を行います。  
\*ピムコジャパンリミテッドは、債券運用に高い専門性を有する資産運用会社であるPIMCO(Pacific Investment Management Company LLC)グループの日本拠点

### 2 取得時における発行体格付け(母体企業の格付けを含みます。)がA格相当以上\*の債券等を投資対象とします。

\*S&P、ムーディーズ、フィッチ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)のいずれかからA-/A3以上(短期商品はA-2/P-2格以上)の格付けを取得しているものを採用します。また、格付がない場合は委託会社または運用指図権限の委託先が判断する格付を用います。

### 3 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行います。

- ・ 原則として、対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に回避することができません。また、為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。

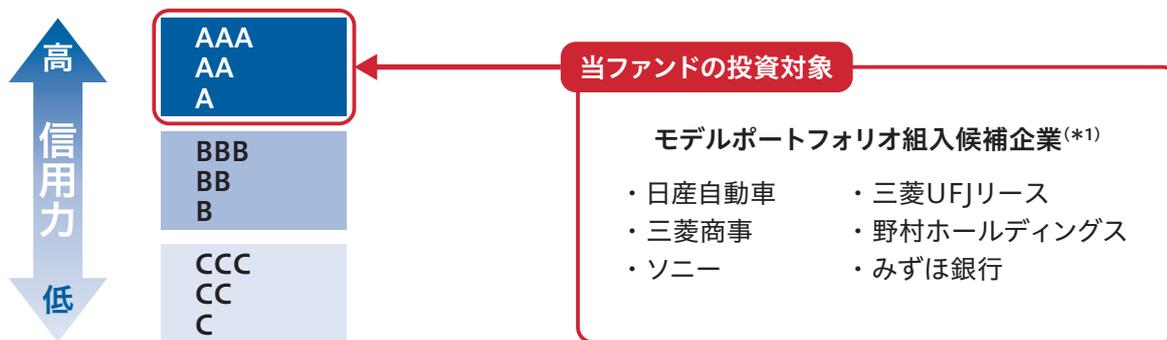
※資金動向、市場変動等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの魅力① 高い信用力を持つ日系企業

財務状況などが健全で信用力の高い日系企業が発行する社債等に投資することで、信用リスクを抑えます。

### 格付けと信用力

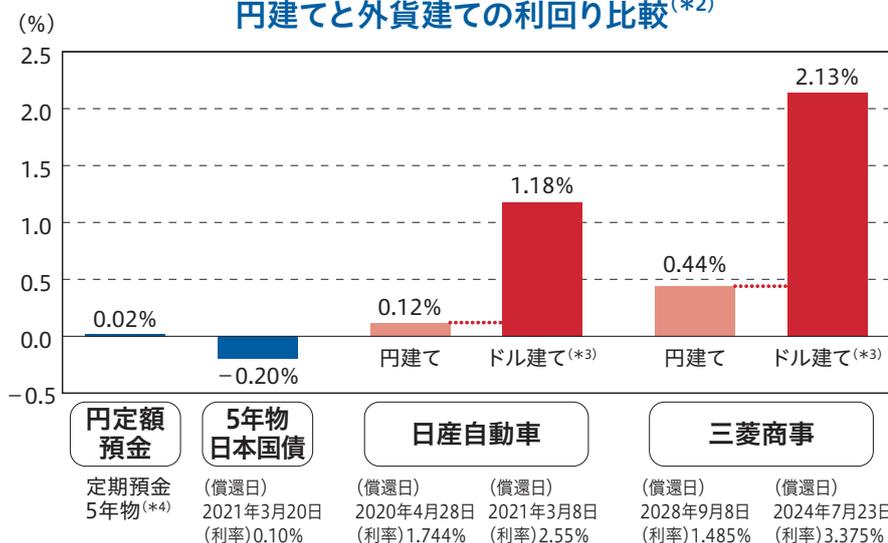


## ファンドの魅力② 相対的に高い利回り

海外市場への投資を通じ、円建て市場と比較して相対的に高い利回りを追求します。

※利回り格差の縮小や短期金利差の拡大等により、上記のようにならないことがあります。

### 円建てと外貨建ての利回り比較<sup>(\*)2</sup>



### モデルポートフォリオ特性<sup>(\*)1</sup>

銘柄数	20
平均クーポン	2.94%
為替ヘッジ後利回り <sup>(*)2</sup>	1.74%
最終利回り	2.61%
為替ヘッジコスト	0.87%
平均デュレーション	4.50年

※2016年4月末日時点  
出所: 日本銀行、ブルームバーグ

- \*1 モデルポートフォリオは当ファンドのイメージをつかんでいただくための仮のポートフォリオです。2016年4月末日時点の格付けや市場環境等に基づいて作成したものであり、信託報酬を含む経費等は考慮されていません。最終利回りにはCDS取引からのプレミアム予想収益が含まれます。ただし、実際のポートフォリオとは異なり、各種数値等がそのまま実現するものではありません。上記は過去のデータに基づくものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、モデルポートフォリオ組入候補企業は例示を目的とするものであり、当ファンドにおいて当該企業が発行する社債への投資および当該企業を参照するCDS取引を行うとは限らず、当該銘柄を推奨するものではありません。
- \*2 為替ヘッジ後利回りは、2016年4月末日時点の各債券の最終利回りから年率換算の為替ヘッジコストを差し引いたものです。為替ヘッジコストは、2016年4月末日時点の日本円とヘッジ対象通貨の1ヵ月先渡為替レートをスポットレートで割り、年率換算しています。
- \*3 ドル建ては為替ヘッジ後の数値です。
- \*4 日本銀行金融機構局公表(2016年5月11日)。金融機関の預貯金等の利回りは、各金融機関により異なります。

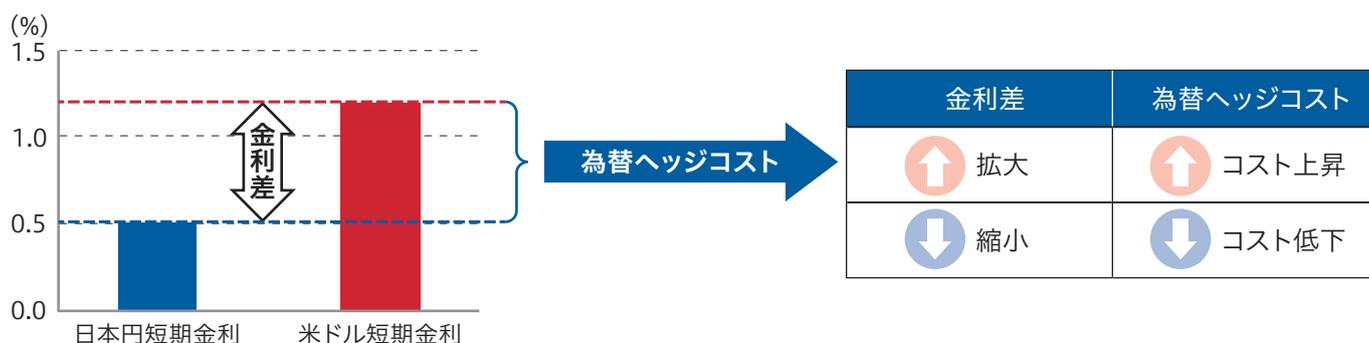
# ファンドの目的・特色

## ファンドの魅力③ 為替変動リスクを低減

原則として、対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

### 対円での為替ヘッジとは

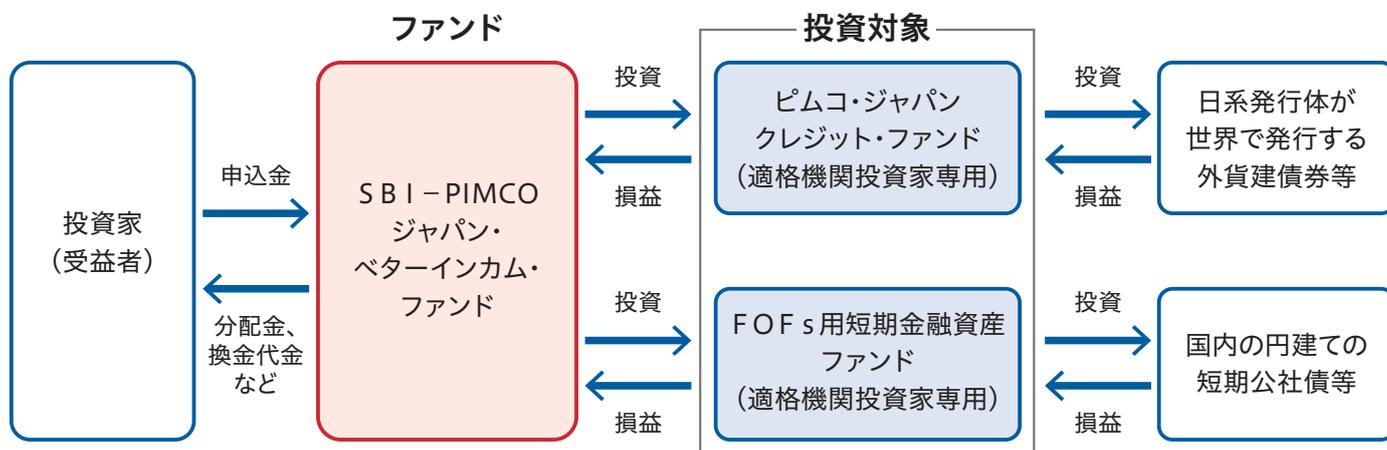
- 対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡取引等を利用し、あらかじめ為替変動リスクを低減する手法で、円高による為替差損を低減する目的で行われます。
- 対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。



※上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。円の金利が、米ドルの金利を上回る場合、収益(為替ヘッジプレミアム)となります。

### 《ファンドの仕組み》

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資家の皆さまからお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※当対象ファンドの詳細は、P5「投資ファンドの概要」をご覧ください。

# ファンドの目的・特色

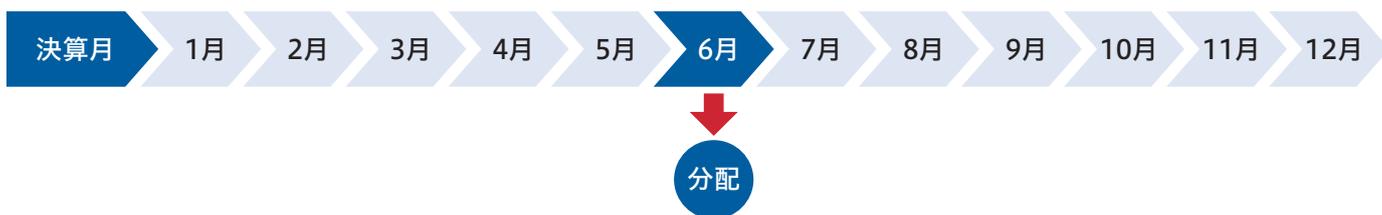
## 《主な投資制限》

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。  
※ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の実質的な利用は行いません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

## 《分配方針》

毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日以内に支払いを開始します。

- ・ 分配対象額の範囲  
経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 分配対象額についての分配方針  
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ・ 留保益の運用方針  
収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。  
※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

# 追加的記載事項

## 《投資対象ファンドの概要》

### ●ピムコ・ジャパングレジット・ファンド(適格機関投資家専用)

実質的な主要投資対象	以下に掲げる有価証券及び金融商品を主要投資対象とします。 ・日本国内企業が発行する社債(実質的に日本国内企業が発行する債券(日本国内企業が保証するSPCが発行する債券等)と委託会社が判断する債券を含む。) ・国債、地方債、政府機関債 ・短期金融商品(上記各有価証券の発行体の商品に限定します。) ・政府短期証券 ・上記に関連する金融派生商品(クレジット・デフォルト・スワップや金利スワップ等)を主要投資対象とするケイマン籍会社型投資信託の投資証券
投資方針	・日本国内企業が発行する社債(実質的に日本国内企業が発行する債券(日本国内企業が保証するSPCが発行する債券等)と委託会社が判断する債券を含む。)を高位に組み入れます。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは7年以下とします。 ・取得時における発行体格付け(母体企業の発行体格付けを含む)がA-/A3格以上、短期証券はA-2/P-2格以上(格付はムーディーズ、S&P、フィッチ、R&I、JCRの最も高いものを採用します。また、格付がない場合は委託会社または運用指図権限の委託先が判断する格付を用います。)の債券に限定します。なお、ファンドが投資するケイマン籍会社型投資信託において、投資対象であるクレジットインデックスの構成銘柄は格付け制限を受けません。 ・外貨建資産にかかる為替リスクは原則としてフルヘッジします。 ・資金動向、市況動向、その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・同一発行体への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。また、同一業種の投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、国債・地方債・政府機関債は対象外とします。 ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・投資証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	毎年3月25日(ただし休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配します。なお、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成29年3月27日までとします。
委託会社	ピムコジャパンリミテッド
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
信託報酬等	純資産総額に対し年率0.305%(税抜)を乗じて得た額を日々計上します。 別途、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。なお、別途、ファンドが投資対象とするケイマン籍会社型投資信託においても管理報酬等の費用がかかります。
信託財産留保金額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等

### ●FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)

投資方針	主として、「住信短期金融資産マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)への投資を通じて、わが国の短期金融資産等(短期公社債および短期金融商品を含みます。以下同じ。)を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目標として運用を行います。
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
信託報酬等	純資産総額に対し年0.1404%(税抜0.13%)
信託財産留保金額	なし
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産含む）を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。価格変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります。したがって、元本が保証されているものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資家（投資者）の皆様に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

## 主な変動要因

金利変動リスク	公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します。したがって、金利が上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。
信用リスク (デフォルト・リスク)	一般に公社債および短期金融商品の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格が大幅に下落し、ファンドの基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨資産について、当該外貨の為替レートが円高に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、当ファンドは原則として為替ヘッジを行い、為替変動のリスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、日本円の金利が対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、更新に沿った運用が困難になることがあります。
流動性リスク	組入資産の市場規模や取引量が少ない状況において、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となります。
デリバティブ・リスク	当ファンドは実質的にデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

# 投資リスク

## その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

# 投資リスク

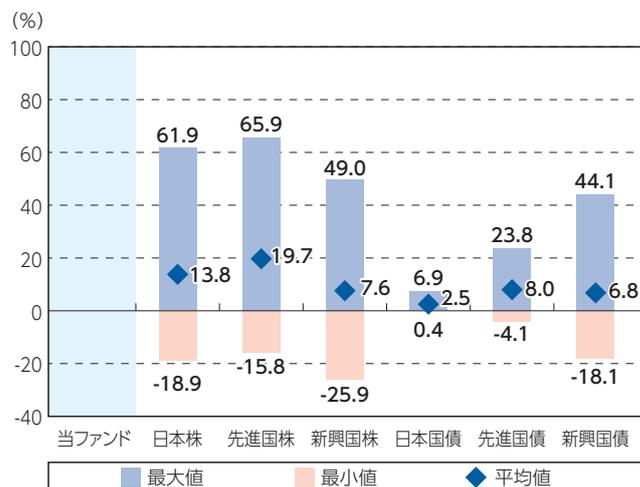
## 《参考情報》

### 当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは、2016年6月30日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2011年4月～2016年3月)



※「当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。ただし、当ファンドの運用は、2016年6月30日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。なお、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社エックスネットが計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 《代表的な資産クラスの指数》

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)
- 新興国株……S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)
- 日本国債……シティ日本国債インデックス
- 先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……シティ新興国市場国債(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

#### 《著作権等について》

東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

S&P先進国総合指数(除く日本、配当込み、円ベース)は、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P先進国総合指数の出典はブルームバーグです。

S&P新興国総合指数(配当込み、円ベース)は、S&P新興国総合指数(配当込み、USドルベース)を円換算したものです。世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、S&P新興国総合指数の出典はブルームバーグです。

シティ日本国債インデックス、シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、および、シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)は、Citigroup Index LLC(以下CitiIndex)により開発、算出および公表されている債券インデックスです。CitiIndexまたはその関連会社は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、CitiIndexは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はCitiIndexに帰属します。

# 運用実績

当ファンドは、2016年6月30日より運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※運用実績については、別途運用レポートを開示する予定であり、表紙に記載の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からのお支払いとなります。
購入・換金申込受付不可日	ニューヨーク証券取引所、フランクフルト証券取引所およびニューヨークの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、購入・換金の受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	当初申込期間：平成28年6月7日(火曜日)より平成28年6月29日(水曜日)まで 継続申込期間：平成28年6月30日(木曜日)より平成29年9月29日(金曜日)まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受付けた購入・換金(解約)の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	平成38年6月29日まで(設定日：平成28年6月30日)
繰上償還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・ファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき また、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させます。
決算日	毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)※初回決算は平成29年6月29日です。
収益分配	毎年6月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。分配金は決算日から起算して5営業日までにお支払いします。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	当初申込期間：1,000億円 継続申込期間：5,000億円
公告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書	毎年6月の決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。

# 手続・手数料等

## ファンドの費用

### ●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>2.16% (税抜2.00%)</b> を上限として販売会社が独自に定める率を乗じた額とします。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等の対価として、販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	かかりません。	

### ●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.243% (税抜:年0.225%)</b> を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。			
	運用管理費用 (信託報酬)	年0.243% (税抜:年0.225%)	信託報酬 = 保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)	
	内 訳	委託会社	年0.108% (税抜:年0.100%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.108% (税抜:年0.100%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.027% (税抜:年0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする 投資信託証券*1	年0.329%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等		
実質的な負担*2	<b>年0.572%</b>	—		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

\*1 投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。

\*2 受益者が実質的に負担する信託報酬率(年率)は、投資対象とする投資信託証券の組み入れ比率等などにより変動します。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・ 上記は、平成28年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生ずる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・ 法人の場合は上記とは異なります。

・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。